【遊漁船業者用】

承認決定後の手続について

承認が決定した遊漁船業者の方は、下記の①および②の手続が必要となります。

①必要書類の提出

下記の全ての提出書類（A, B）を事務局へ提出してください。返信用封筒は不要ですが、提出にかかる費用は申請者の負担となります。

提出する際には、複数名をまとめて送付せずに、必ず承認者ごとに提出するようにしてください。

なお、切手の超過額や提出物以外に送付された物は、原則、返却いたしませんので御注意ください。

また、郵便料金不足で提出書類が事務局に配達された場合には、受け取らず郵便局へ送り返しますので御注意願います。

A 確認書（6 ページ目に掲載）

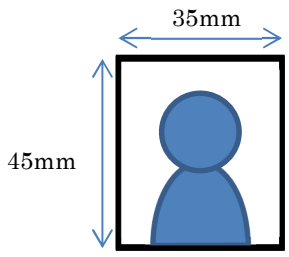
B 顔写真 1 枚

※ 縦 45mm×横 35mm、船長・業務主任者の各人のみを写したものであり、正面・無帽・無背景・鮮明であるもの、6か月以内に撮影したもの。

※ 写真の裏面に本人の名前を記載する。



A 確認書



B 顔写真 1 枚

【必要な書類の提出締め切り】

（郵送で提出の場合） 令和 8 年 12 月 7 日（月曜日） 当日消印有効

（窓口※へ提出の場合）令和 8 年 12 月 7 日（月曜日） 17 時まで

※ 窓口の対応時間は 9 時～17 時です。

本人確認書類および顔写真は事務局が保管し、承認者の本人確認のために使用し、その他の用途に用いることはありません。

提出先（窓口） 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）
問い合わせ　電話：077-528-3872

②手数料の支払い

標旗交付に必要な**手数料 2,850 円（承認 1 件あたり）**をお支払いください。

支払い方法については、下記（1）もしくは（2）のみの対応となります。現金および滋賀県収入証紙による支払いはできませんので、あらかじめ御了承ください。

《支払い方法》

（1）しがネット受付サービスによる手続《クレジットカード決済のみ対応》

https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/20261207

令和 8 年 11 月 6 日（金曜日）9 時から受付開始

しがネット受付サービス手続ページ2次元コード →

（2）窓口における手続 《クレジットカード、コード決裁、電子マネー対応》

琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）までお越しください。

窓口での手続は 9 時～17 時までとなっていますので御注意ください。

《支払い手続の締め切り》

（しがネット受付サービスによる手続） 令和 8 年 12 月 7 日（月曜日） 23 時 59 分まで

（窓口での手続） 令和 8 年 12 月 7 日（月曜日） 17 時まで

【上記①、②の手続が完了後】

○ 承認者への標旗の送付

指定された期間内に必要書類の提出および手数料の支払い手続を完了されたのを確認したうえで、申請時にご登録いただいたご住所へ標旗およびその他の案内をお送りします。

申請が集中することが予想されるため、承認発送作業に時間がかかる場合がございます。あらかじめ御了承ください。

○ 承認を受けた遊漁船業者の公表

利用者への周知のため、承認を受けた遊漁船業者の一覧を事務局において縦覧に供します（遊漁船登録番号、代表者氏名、営業所名、営業所住所、営業所電話番号、使用船舶名、遊漁船業務主任者名）。また、琵琶湖海区漁業調整委員会のホームページでも公表します。

縦覧、公表する内容は申請書に記載された内容とします。

○ 採捕状況報告

承認者は遊漁終了後、以下（1）、（2）のいずれかの方法により採捕状況を報告してください。

（1） ビワマス遊漁採捕報告の専用ページを利用した採捕状況報告

※採捕報告の専用ページを開設します。承認者には専用ページの URL、ログイン ID、パスワードをお知らせします。 専用ページでの採捕報告は釣行毎に可能です。積極的に御利用いただき迅速な採捕状況の把握に御協力ください。

（2） 採捕状況報告書（様式第 4 号 7 ページ目に掲載）への記入、郵送

報告期限：令和 9 年 10 月 15 日まで（郵送の場合は消印有効）

【注意事項】

■ 他人名義の使用、承認証および標旗の貸借の禁止

他人名義を用いての手続はできませんので、必ず事業をされる本人が申請してください。また、標旗は他人へ貸与することはできません。

他人名義での手続や標旗の貸借を確認した場合は、承認の取り消しおよび次回以降の承認を行わない場合があります。

■ ビワマスを対象とした引縄釣遊漁船業に係る留意事項について

遊漁船業は「乗客を漁場に案内し魚類等を採捕させる事業」であり、乗客がない場合は遊漁船業に該当しません。

釣れる水域を事前に調査するための調査釣行など乗客のない場合や、業務外で親族等を乗船させる場合は遊漁船業に該当せず、本承認では引縄釣を行うことはできません。

■ 必要書類の保管について

承認を受けた者のうち営業実態が確認できない承認者は、次のシーズンにおける承認基準の順位が下がることになります。 今後も営業実態について確認しますので、以下の書類を保管されるようお願いします。

① 遊漁船業の適正化に関する法律第 15 条に定める利用者名簿の写し

遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 16 条1項では「当該利用の終了の日から一週間保存しなければならない。」と定められていますが、ビワマス釣りの承認を受けた遊漁船のうち次のシーズンも承認を申請したい方は、申請時まで保存をお願いします。利用者には、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局に提供することについて同意を得てください。(営業実態の確認以外の用途には使用しません。)

② 必要経費などの事業運営の費用として出ていくお金と、売上などの入ってくるお金を記帳した帳簿等

所得税法第 232 条第1項において、確定申告の有無にかかわらず、事業所得等を生ずべき業務を行う全ての方は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳し保存する必要があることが定められています。

③ ホームページやパンフレットなど集客を目的とした広報物の写し

■ 承認者が守るべきルール

・ 竿を使用しない引縄釣は行わない。
・ 同時に使用できる竿数は各承認船1乗客当たり2本+1隻当たり2本以内。
・ 釣針の数は竿 1 本につき1個（シングルフックのみ）。
・ 保持（キープ）および持ち帰ることができるビワマスの数は各承認船1乗客当たり5尾以内とし、遊漁船業者の持ち帰りはなし。
・ 全長 30cm以下のビワマスは採捕しない。
・ 漁労中の他船から1kmの範囲内および敷設された漁具から 300mの範囲内では引縄釣等を行わない。

■ 漁具被害の防止

刺網などの漁具に、ビワマス釣りの仕掛けが引っ掛かり漁具が破損する被害が多数報告されています。この承認制度は漁業との調整の上で成り立っています。漁具の近くでは引縄釣等は行わないでください。

万が一、漁具に仕掛けを引っ掛けてしまった場合は無理に引っ張らずに仕掛けを切り、引っ掛けた日時、場所、その他の状況を滋賀県水産課（077-528-3872）に連絡してください（平日 9:00 ～ 17:00）。

■ 標旗（承認旗）の取扱いについて

採捕行為中は使用船舶に標旗を掲揚することと委員会指示で定められていますので、**必ず掲揚してください。**

確　認　書

（遊漁船業者用）

令和８年９月29日付け琵琶湖海区漁業調整委員会指示第２号による琵琶湖における「遊漁者による引縄釣（釣糸および釣針を有する漁具を、船舶を使用して引きまわして行う釣漁法をいう。）および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る）」の承認にあたり、下記のことを確認します。

記

１　本委員会指示および関係法令等を順守します。

２　遊漁船業において採捕したビワマスを自ら（遊漁船業に従事する全ての者を含む）が持ち帰ることはしません。

３　遊漁船で採捕したビワマスを保持（キープ）および持ち帰る尾数は、乗客１人につき1日当たり5尾までとします。

４　乗客に対して、採捕したビワマスを販売できないこと、また、自ら経営する飲食店等で提供できないことを周知徹底します。

５　乗客に対して、採捕したビワマスを自己で消費する目的以外で、無償であっても水産加工業者、鮮魚店、飲食店、スーパー等流通業者、ホテル・旅館等に持ち込めないことを周知徹底します。

６　ビワマスの資源保護に十分に配慮します。

７　漁労中の漁船から１キロメートルの範囲内および敷設された漁具から300メートルの範囲内では引縄釣による採捕行為は行いません。

８　漁具をはじめ他の船舶、港湾・漁港などの施設および他者に損害を与えないようにします。

９　滋賀県水産課が行う監視業務に協力します。

上記に反した場合は、承認および標旗を返納するとともに、次回以降の承認が行われないことを承知します。

（宛先）

琵琶湖海区漁業調整委員会

年　　月　　日

営業所住所

営業所名

代表者氏名（署名）

※記名と押印をもって署名に代えることができます

様式第4号（遊漁船業者用）

【R8-9】引縄釣等の採捕状況報告書
（遊漁船業者用）

承認番号	Y		号
代表者氏名			
船 名			

	乗客数	ビワマス採捕尾数			持ち帰り尾数	釣行水域
		引縄釣（トローリング）	ジギング釣り	その他釣り		
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	
月 日	人	尾	尾	尾	尾	

○ 船舶ごとに全ての出航日について記入してください。同日に複数回出航した場合は別々に記入してください。

○ 本様式は機械で読み取ります。「代表者氏名」・「船名」・「釣行水域」・「使用した船」以外の欄には数字以外の文字を書かないようにお願いします（～尾、～本、第～号などの文字や斜線、〇や×の記号など）。

○ 承認期間終了後は、報告期限までに琵琶湖海区漁業調整委員会事務局まで提出してください。なお、ビワマス採捕報告の専用ページで報告された場合は本様式の提出は不要です。

【送付先】〒520−8577 大津市京町四丁目1番1号
琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（滋賀県庁水産課内）